

平成 21 年 12 月吉日

お客さま各位

### 特定口座制度の改正に関するご案内

～ 「特定口座（源泉徴収あり）」における収益分配金と譲渡損失の損益通算に係る対応～

師走の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、月次レポート第 20 号でもお知らせいたしました通り、平成 20 年度の税制改正によって、平成 22 年 1 月以降「浪花おふくろファンド（以下、当ファンド）」の収益分配金が支払われた場合、「特定口座（源泉徴収あり）」に受け入れ、その年に発生した当ファンド解約時の譲渡損失と損益通算が可能となります。

当ファンドの分配は、原則として毎決算時に行いますが、基準価額水準、市場動向等を勘案し、分配を行わないことがあります。また当ファンドは、分配金再投資専用ですので、分配金は税金を差し引いたのち自動的に再投資されます。

また、この改正に伴い「特定口座約款」を一部変更いたしますので、別紙「特定口座約款新旧対照表」にてご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、平成 22 年 1 月 1 日時点で「特定口座（源泉徴収あり）」をご利用のお客さまは、この改正による特段のお手続きは、ご不要です。

以下の表にて、お客さまの現在の状況とご意向をもとにお手続きの有無をご確認ください。

ご利用中の口座	特定口座（源泉徴収あり）	特定口座（源泉徴収なし） または、一般口座
適用を受ける	お手続きは不要です。	お手続きが必要です。 当社までご連絡ください。
適用を受けない	お手続きが必要です。 当社までご連絡ください。	お手続きは不要です。

本件に関し、ご不明な点等ございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ】

浪花おふくろ投信株式会社 業務管理部

TEL:06-4790-6200 FAX:06-4790-6203

E-mail:toiawase@728ofukuro.co.jp

特定口座約款新旧対照表

平成 22 年 1 月

改正	現行
<p><b>第 1 条 約款の趣旨</b></p> <p><u>この約款は、浪花おふくろ投信株式会社（以下「当社」といいます。）との権利義務関係および次の各号の要件を明確にすることを目的とします。お客さまは、この約款に基づき上場株式等保管委託契約を当社と締結します。</u></p> <p><u>1. 租税特別措置法（以下「法」といいます。）第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定される投資信託受益権『浪花おふくろファンド』（以下、「おふくろファンド」といいます。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために、当社において設定する特定口座におけるおふくろファンドの保管の委託について、同条第 3 項第 2 号に定める要件。</u></p> <p><u>2. お客さまが第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特定を受けるために当社に開設された特定口座（源泉徴収選択口座に限ります。）におけるおふくろファンドの分配等（配当所得になります。以下同じ。）の受領について、同条第 4 項第 1 号に定めるもの。</u></p> <p><b>第 2 条 特定口座開設届出書等の提出</b></p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. （省 略）</p> <p>3. <u>お客さまが法第 37 条の 11 の 6 第 1 項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特定を受けるためには、当社に対して法第 37 条の 11 の 6 第 2 項及び施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出してください。当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書が提出された翌年以後の特定口座内保管おふくろファンドの分配等については、当社が定める一定の時期までに、お客さまから源泉徴収を希望しない</u></p>	<p><b>第 1 条 約款の趣旨</b></p> <p>この約款は、お客さまが浪花おふくろ投信株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された特定口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定される投資信託受益権『浪花おふくろファンド』以下、「おふくろファンド」といいます。）の保管の委託に係るおふくろファンドの譲渡について、お客さまと当社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。お客さまはこの約款に基づき上場株式等保管委託契約を当社と締結します。</p> <p><b>第 2 条 特定口座開設届出書等の提出</b></p> <p>1. （同 左）</p> <p>2. （同 左）</p> <p>3. （新 設）</p>

旨の申し出がない限り、当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。

**第3条 特定保管勘定における保管の委託**

(省略)

**第4条 特定上場株式配当等勘定における処理**

源泉徴収選択口座において交付を受け  
るおふくろファンドの分配等については、  
源泉徴収選択口座に設けられた特定上場  
株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関  
する記録を他の上場株式等の配当等に関  
する記録と区分して行うための勘定をい  
います。)において行います。

**第5条 所得金額等の計算**

特定口座におけるおふくろファンドの  
譲渡損益の計算は、法第37条の11の3、  
同法第37条の11の4および関係政省令  
に基づき行われます。また、源泉徴収選  
択口座内配当等に係る所得計算は、法第37  
条の11の6第6項および関連政省令の定  
めに基づき行います。

**第6条 特定口座に受入れる上場株式等の  
範囲および移管**

(省略)

(1) (省略)

(2) (省略)

(3)第13条の出国口座に係る振替口座  
簿に記載または記録されている上場株式  
等(施行令第25条の10の5第3項に定め  
る当該出国口座への受入れ、または出国  
口座からの払出しがあった場合には、当該受  
入れまたは払出しがあった上場株式等と  
同一銘柄の上場株式等を除く)でお客さま  
からの同条第2項に定める出国口座内保  
管上場株式等移管依頼書の提出による当  
該出国口座から当該特定口座への振替に  
より、そのすべてを受け入れるもの

**第7条 源泉徴収選択口座で受領する上場  
株式配当等の範囲**

当社は、お客さまの源泉徴収選択口座に

**第3条 特定保管勘定における保管の委託**

(同左)

(新設)

**第4条 所得金額等の計算**

特定口座におけるおふくろファンドの  
譲渡損益の計算は、法第37条の11の3、  
同法第37条の11の4および関係政省令  
に基づき行われます。

**第5条 特定口座に受入れる上場株式等の  
範囲および移管**

(同左)

(1) (同左)

(2) (同左)

(3) (新設)

(新設)

設けられた特定上場株式配当勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等（法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づく特定保管勘定で管理されている特定口座内保管上場株式等に係る配当等に限る。）で同項の規定に基づき、当社により所得税が徴収されるべきもののみを受入れます。

#### **第8条 譲渡の方法**

（省 略）

#### **第9条 特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知**

（省 略）

#### **第10条 特定口座年間取引報告書の送付**

（省 略）

#### **第11条 地方税に関する事項**

（省 略）

#### **第12条 契約の解約**

（省 略）

1. （省 略）

2. （省 略）

3. （省 略）

4. （省 略）

5. （省 略）

6. お客さまが第18条に基づきこの約款の変更に同意しない旨を申し出た場合

7. （省 略）

#### **第13条 出国口座**

前条の5に該当することとなるお客さまが、出国前に当社に開設されている特定口座に保管されているおふくろファンドの全てにつき、出国後引き続き当社に開設されている口座「出国口座」といいます。）にかかる振替口座簿に記載または記録をされ、かつ帰国後に再び当社に開設される特定口座にかかる振替口座簿に記載また

#### **第6条 譲渡の方法**

（同 左）

#### **第7条 特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知**

（同 左）

#### **第8条 特定口座年間取引報告書の送付**

（同 左）

#### **第9条 地方税に関する事項**

（同 左）

#### **第10条 契約の解約**

（同 左）

1. （同 左）

2. （同 左）

3. （同 左）

4. （同 左）

5. （同 左）

6. お客さまが第15条に基づきこの約款の変更に同意しない旨を申し出た場合

7. （同 左）

（新 設）

は記録されようとするとき、施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合に限り、帰国後に当社に再び開設される特定口座に当該上場株式等を振替することができます。

**第14条 特定口座を通じた取引**

(省略)

**第15条 届出事項の変更**

(省略)

**第16条 法令・諸規則等の適用**

(省略)

**第17条 免責**

当社は、お客さまが第15条に定める変更手続を怠ったことそのほかの当社の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、その責めを負わないものとします。

**第18条 約款の変更**

(省略)

**第19条 合意管轄**

(省略)

附則

この約款は、平成22年1月1日より適用いたします。

**第11条 特定口座を通じた取引**

(同左)

**第12条 届出事項の変更**

(同左)

**第13条 法令・諸規則等の適用**

(同左)

**第14条 免責**

当社は、お客さまが第12条に定める変更手続を怠ったことそのほかの当社の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、その責めを負わないものとします。

**第15条 約款の変更**

(同左)

**第16条 合意管轄**

(同左)